

平成 28 年度第 3 回鎌倉市図書館協議会 会議録

日 時：平成 29 年 2 月 13 日 10 時～11 時 30 分

場 所：鎌倉市中央図書館多目的室

出席者：鍛冶哲郎委員、高村清美委員、梨本加菜委員、杉山恵子委員、中村七海委員

事務局：安良岡教育長、佐藤教育部長、菊池館長、中田、浅見、佐藤、大槻、津田（中央）、
中野（腰越）、松石（深沢）、平沼（大船）、小野（玉縄）

館長：それでは、委員の方おそろいですので、まず教育長から委員の皆さまへ委嘱状を交付します。

（鍛冶委員、高村委員、梨本委員、杉山委員、中村委員の順に委嘱状を交付）

教育長：（委嘱状読み上げ）「鎌倉市図書館協議会委員に任命します。期間は平成 28 年 12 月 16 日から平成 30 年 12 月 15 日までとします。平成 28 年 12 月 16 日 鎌倉市教育委員会」どうぞよろしく願いいたします。

館長：それではここで、教育長からご挨拶をお願いします。

教育長：皆さんおはようございます。この図書館協議会を始める前に、委員の皆さまにはこの平成 28 年 12 月 16 日から平成 30 年まで新たに委員をお願いすることになりました。お引き受けいただきましてどうもありがとうございます。お忙しい中ですが図書館協議会にご出席いただければと思います。中村さまには利用者の立場から、それから若者の視点でご意見いただければと思います。この図書館協議会は、図書館長のいろいろな提案に対しまして、皆さんそれぞれの専門的な立場からどのような図書館運営が良いのかということでご意見をいただく場と考えておりますので、お忙しいと存じますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

館長：それでは教育部長から御挨拶をお願いします。

部長：皆さんおはようございます。寒い中お越しいただきましてありがとうございます。今、ちょうど鎌倉市も議会中ございまして、今週から代表質問ということで、予算にかかわる審議がされます。今、教育長からお話がありましたように図書館には社会教育施設として私たちの指針的な役割を担っていただいております。非常にこの建物も古い建物でございますけれども、建物の古さだけではなくて新しい取り組みも取り入れていく必要があるということで、この後説明があると思いますが、今般、横浜市との関係で資料の相互利用ということで協定を結びますけれども、デジタルの時代が到来しております。データのあり方ということもいろいろ議論されていますけれども、市民の皆さまに親しまれる図書館を目指すことが私たちの本来の立ち位置でございますので、そういった視点からも皆さまの専門的お立場からご指導、ご鞭撻いただければ大変ありがたいと思っております。2 年間、長い期間であります。是非とも今後ともよろしく願いいたします。

館長：では委員の皆さんを名簿順にご紹介いたします。お名前を読み上げた方から順にご挨拶をお願いします。まず、鍛冶委員からお願いします。

鍛冶委員：鍛冶でございます、どうぞよろしく願いいたします。継続とありますように 2 年間この図書館協議会委員をさせていただきました。この 2 年間でなんとか協議会のあり方とか、

どのように答申したり図書館長に意見したりするか、その様子も分かってきたところです。みなさん、よろしくお願いいたします。

館長：次に高村委員、お願いします。

高村委員：第二小学校校長をしております、高村と申します。よろしくお願いいたします。この会場に来てときどきしておりますけれど、私、鎌倉生まれの鎌倉育ちで、もう何十年ですが、恥ずかしながら図書館を利用することはあまりなかったので、学校という立場から参加させていただきます。

学校ではインフルエンザが流行っております、今日も四十何人欠席者がいまして、あわてて出てきて遅くなり申し訳ありませんでした。私も勉強させていただきながらいろいろとお力添えができたらと思っております。よろしくお願いいたします。

館長：梨本委員、よろしくお願いいたします。

梨本委員：梨本です。よろしくお願いいたします。新任で勤めさせていただきます。

私は、鎌倉女子大学に赴任してから数年ほど鎌倉市に住んでおります。中央図書館も利用させていただいていて、個人的にも、社会教育という立場からも議論に加えさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

館長：杉山委員、よろしくお願いいたします。

杉山委員：杉山でございます、よろしくお願いいたします。継続で3期目ですが、私は図書館でおはなしボランティアをしております、子どもたちとか、個人的には高齢者まで絵本とか紙芝居とか、お話を通じて関わっているという立場でございます。一利用者として、あと、図書館の司書の方にはいろいろ教えていただいて、ここまで育ててもらったという感じがあります。また、私自身の子どもも鎌倉市図書館のおはなし会が一番印象に残っているようなので、利用者の立場からも意見を言わせていただきたいと思いますと思っております。

また、今日とても若い学生さんがお入りになって嬉しいと思います。本当に、自分で子育てを始めてから、インターネットが始まり、いわゆる本との関わりとか、ただ本屋さんで選ぶだけじゃなく、選択肢も若い人たち特に増えていると思うので、図書館も少しずつ変わっていくのかなと思うのですが、基本は忘れずに良い方向に変わってほしいと思っております。よろしくお願いいたします。

館長：中村委員、お願いします。

中村委員：中村七海です。よろしくお願いいたします。市民公募で採用されました。私はとても若輩者なので、不安ですが、勉強しながら精一杯努めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

館長：では、議会がありますので、教育長・教育部長ここで退席させていただきます。

教育長、部長：よろしくお願いいたします。(退席)

館長：では引き続き事務局のご挨拶をいたします

(事務局職員、名前、肩書きのみ順に挨拶)

館長：以上で事務局の紹介を終わります。本日ですが、傍聴者が7名いらっしゃいます、入場していただいてよろしいでしょうか。

(一同了承)

(傍聴者入場)

館長：傍聴者をお願いいたします。傍聴席において静粛にし、会議の妨げになるような行為等はなさないでください。また、意見を発表することはできません。以上、よろしくお願いいたします。

それでは、鎌倉市図書館協議会運営規則第3条第2項による定足数に達しましたので、会議は成立します。これより、平成28年度第3回鎌倉市図書館協議会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。では日程に従い議事を進めます。

日程1「鎌倉市図書館協議会の委員長の選任について」を議題といたします。委員長の選任についてですが、鎌倉市図書館協議会第2条第1項によりますと、委員長は委員の互選によって定め、任期は1年となっております。互選ということですが、いかがいたしましょうか。

(鍛冶委員にという声)

館長：鍛冶委員を委員長にというご推薦ありましたがよろしいでしょうか。

(一同よろしく願いたします、の声)

それでは、新委員長が決まりましたので。議事進行を交代いたします。鍛冶委員長、よろしく願いたします。

(鍛冶委員、委員長席へ)

委員長：それでは皆さんからのご指名を預かり、委員長を勤めさせていただくことになりました鍛冶でございます。どうぞよろしくお願いいたします。先ほどご紹介させていただきましたが、2年間委員として前の任期も勤めておりましたので、前期からのことも心得ております。協議会としては図書館のサービス向上ということ、どういうサービスをしていくかということが非常に大きな役割と思っておりますので、継続ということもあり、引き続き皆さんのお知恵を拝借して、図書館がより良いサービスができるようにこの場で意見を館長にあげていく、事務局からもいろいろご提案があろうかと思っておりますが、そういうつもりでおりますのでご協力よろしく願いたします。

(一同よろしく願いたします、の声)

委員長：それでは日程です。日程1が終わりました。次に日程2「鎌倉市図書館協議会委員長職務代理者の指名について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

館長：図書館協議会運営規則第2条第4項に、委員長に事故があるときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するというようになっておりますので、この場で職務代理者の指名をお願いします。

委員長：新しく委員になったところで恐縮ですが、梨本委員にお願いしたい。よろしいでしょうか。

(一同よろしく願いたします、の声)

では梨本委員、一言ご挨拶をお願いします。

梨本委員：梨本です。委員長職務代理者として精一杯努めますのでどうぞよろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございました。それでは日程に従いまして3の報告事項に入ります。アの「平成28年度12月定例市議会における図書館関連質問について」資料がお手元にあると思っておりますが、図書館長からご説明をお願いします。

館長: それでは報告事項ア「平成 28 年度 12 月定例市議会における図書館関連質問について」
ご報告いたします。

市議会 12 月定例会は、平成 28 年 12 月 7 日から 12 月 27 日までの 21 日間の会期で行われました。一般質問については、平成 28 年 12 月 7 日から 14 日まであり、教育こどもみらい常任委員会は 12 月 15 日に開催されました。

それでは一般質問における図書館に関連する質問からご説明いたします。

神奈川ネットワーク運動・鎌倉 保坂令子議員から、公文書管理条例に関連して、歴史的公文書選別の進捗状況と選別後の保管の状況についての質問があり平成 26 年 4 月 1 日から歴史的公文書の選別の試行を行っていること、各年度の選別後の文書量、今後、旧永年保存文書の 500 箱の選別を予定していることについて回答いたしました。

次に、無所属千一議員から、図書館運営と人件費に関連して、地域図書館の市民サービスを正規職員から嘱託職員に代えることはやめていただきたいとの質問があり、限られた予算、人材の中で、多様な人材を活用していくとともに、開館時間の延長などの図書館サービスの向上にも努めていくという答申内容を尊重し、今後、試行を行うなど柔軟に対応していくと回答いたしました。千議員からは、図書館の指定管理に関する再質問があり、現時点では、図書館を指定管理にすることは考えていないと回答したところでした。

無所属 竹田ゆかり議員からは、図書館の運営体制に関連して、図書館協議会の機関としての役割はなにか、地域図書館を非常勤嘱託員を中心とした運営体制にすることについて図書館協議会に諮問することに教育部としてなぜ決めたのか、図書館運営について図書館協議会で十分な議論を行うという当初の目的は達成したのか、社会教育に関する委員の意見は答申に反映できたのかとの質問がありました。

図書館協議会の機関としての役割については、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関であると回答いたしました。非常勤嘱託員を中心とした運営体制について諮問したことに関しては、図書館業務の効率化とサービスの向上の観点から今後の運営について議論していくことは鎌倉市の図書館にとって重要であると判断し、図書館長から諮問したものであると回答しました。図書館協議会において十分な議論を行うという当初の目的は達成したのかについては、平成 27 年度は 4 回、平成 28 年度は 1 回の協議会を開催し、平成 28 年 9 月 5 日に答申があったが、再度、平成 28 年 11 月 9 日に協議会を開催し、社会教育に関する委員から答申に関しての意見を聞く場を設けた点などから、十分な協議をしていただいたと認識していると回答いたしました。社会教育に関する委員の意見は答申に反映できたのかに関しては、議事録として残すという形で反映されたと回答しました。

引き続きまして、平成 28 年 12 月 15 日に開催されました教育こどもみらい常任委員会における図書館関連質問についてご報告します。図書館協議会からの答申と、鎌倉市図書館が目指すべき将来像の確立についての陳情に関して審議されました。

鎌倉夢プロジェクトの会の高橋浩司議員からは、図書館協議会において付帯意見、答申に関して全員の賛成を得られたのかとの質問があり、全員の了承を得られたと回答しました。

無所属 竹田ゆかり議員からは、答申に関して、館長はどう考えているのか、非常勤嘱

託員を中心とした体制にするときに正規職員は1名ではなく2名になる可能性は残っているのか、平成29年度からの試行の期間はどのくらいかの質問があり、答申に関しては、これからの図書館の方向性は出していただいたので、答申の内容を踏まえてこれからの図書館を考えていく必要があると回答しました。正規職員が2名になる可能性に関しては、試行の結果も含めて判断していくと回答しました。試行の期間に関しては、作業部会において検討していきたいと回答したところです。

答申の報告については、多数了承となり、陳情に関しては、総員挙手により採択となりました。

陳情に関して、それぞれの議員から意見をいただきましたので、ご紹介します。

まず、高橋議員からは、再来年度新たな計画を立ち上げるということで、来年1年間さまざまな議論をしてあるべき姿を模索していただけるということですから、ぜひやっていただきたい。そういう後押しの意味として陳情については採択していきたいというご意見をいただきました。

前川議員からは、いろいろなところでサービスの向上をこれからどうやっていくかを考えていくべきであり、そして、図書館のどういうところに将来像を持っていくべきかを考える時期に来ておりますので、この陳情は採択させていただきたいとのご意見でした。

竹田ゆかり議員からは、明確に鎌倉市図書館の地域館はこういうものですよというものがあれば、それに照らして議論をできるということで、人数を減らさなければならないという切羽詰ったところで答申を出していくのではなく、鎌倉市の目指すのはこういう地域図書館ですよ、それにぴったりやっつけられるかというところで目指すものがあるべき、ということで、この陳情は採択したいと思っておりますとのご意見をいただきました。

久坂議員は、鎌倉市の地域社会における図書館の役割というものを確立すべきだという点におきましては、異論を唱えるものではない。というご意見をいただいたところです。

以上でご説明を終わります。

委員長：ありがとうございます。以上のご説明について、皆さんからご意見やご質問はございませんでしょうか。

A委員：教育こどもみらい常任委員会で図書館協議会からの答申と鎌倉市図書館が目指すべき将来像の確立についての陳情とありますが、この陳情の具体的な内容はどのようなものなのでしょうか。

館長：陳情書を焼いたほうがいいでしょうか。

A委員：できればそのほうがありがたい。それがわからないと。

館長：ではちょっと焼いてきましょう。

(いったん中断、資料として配られ、一同目を通す)

A委員：ざっと読ませていただきましたが、第2次鎌倉市図書館サービス計画で目指すべき地域館像は出ていると思いますが、あまり市の中には浸透していなかったということですね。そういう感想です。わかりました。

委員長：そのほか館長のご報告についてご意見ご質問は。

B委員：正規職員を非常勤嘱託員中心とした体制にされるときに、正規職員を1名ないし2名残されるということですが、この正規職員というのは図書館自体で採用された職員です

か、それとも市で採用された職員が配属されるのですか、つまり異動がある可能性あるのかないのかということをお聞きしたいです。

館長：人事上の部分なので、まだ分からないですが、今のところ、館長には異動のない、事務職でない職員がなっておりますので、現時点では技術職員の館長というところです。これから先についてはまだなんとも分かりません。

B委員：館長のみが正規職員という形ですか。

館長：そうです、今のところそういう考えです。

B委員：分かりました。

委員長：そのほかにこの件について。

A委員：正規職員というのは専任司書と解釈していいのでしょうか。

館長：そうです、専任司書職員が今現在まだいますので、その職員に地域館長をやっていたく考えですが、これから先はなんとも分かりません。正規の専任司書をどう採用していくか、専任司書が何人必要かは、議論していかなければならないと考えております。

A委員：試行の期間は作業部会で検討ということですが、この作業部会というのは中央館の中で役職の方が集まってなさっていると考えてよろしいのでしょうか。

館長：後ほど報告事項のエでご報告しますが、作業部会のメンバーは館長の私のほか、5名の職員が入っています、そちらの職員と今まで9回の会議をやってきました。

A委員：これまでも賛成・反対いろいろな意見が職員さんたちの中にあり、まとまりづらかったりしたこともありました。こうやってここに出されたものは、作業部会の方たちの中では意見の一致があると考えて良いのでしょうか。

館長：そうですね、作業部会で話し合われた内容は館長会議、職員会議でお知らせしています。

A委員：反対意見が出た場合は、話し合いでまとまっていっているということでしょうか。

館長：そうです、こちらは作業部会等で諮って、館長会議でも報告していろいろな意見を吸い上げて作ってきたものです。それでやっていければと思っています。

委員長：報告事項アについて、ご意見はほかにございませんか。

C委員：昨年度の議論には加わっていないが、地域図書館の将来像というお話が出ていますが、平成26年に作られた図書館サービス計画、それでは不十分だという陳情でしょうか。そのあたりは計画としては出ているわけですが。

館長：第2次鎌倉市図書館サービス計画にも基本方針3つ、上がっております。図書館は生涯学習の拠点、鎌倉ならではの図書館、市民とともに創る図書館、の3つです。この基本方針に基づいてサービス計画を作っておりますが、陳情は、地域館に関してももう少し深いものを作ってほしい、ということもあるかと考えております。これから先をもう一度考えていくべき必要があるのかなと思っています。第2次図書館サービス計画は30年度までの計画ですので、31年度からのサービスを考える中で図書館のあるべき姿を確立していければと考えております。

委員長：そのほかよろしいでしょうか。報告事項アにつきましては了承でよろしいでしょうか。それでは報告事項ア「平成28年度12月市議会における図書館関連質問について」は了承といたします。

続きまして報告事項イ「平成 29 年度図書館休館日程について」事務局お願いします。

図書館：資料は A4 で 1 枚ものの「平成 29 年度図書館休館日程」をご覧ください。

図書館の休館日につきましては、図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第 4 条に定められています。定期休館日は毎月最終月曜日で 12 月は 28 日、年末年始となっており、毎月の休館日が 12 日と、年末年始休館日が 6 日で、計 18 日の休館を予定しております。

次に特別整理休館日ですが、年間 20 日以内で教育委員会が定める日数となっております。ここがこれまでと大きく異なります。これまで地域館は 7 日間、中央館は 9 日間連続して休館していましたが、連続休館は極力短縮し、別の時期に休館日を設けることで、市民の利便性を向上させようと考えました。また、この休館日に、開館日には出来ない継続的な研修を行うことも予定しております。

蔵書点検のための連続休館は、各館とも前年より 3 日減しまして、腰越・玉縄図書館は 5 月 9 日（火）～12 日（金）の 4 日間、土日は利用者の方が多いので休館を避けて、深沢・大船図書館は 5 月 16 日（火）～19 日（金）、中央館は規模が大きいのので 6 日間で 5 月 23 日（火）から 28 日（日）までとしております。各館とも休館日が 3 日減っていますが、これをばらしまして、館内整理、蔵書点検の期間にできなかった工事や、研修のための休館として、6 月 12 日（月）、10 月 16 日（月）、2 月 19 日（月）の 3 日間の休館を予定しております。

休館の周知の方法ですが、利用者の方にできるだけ混乱のないよう周知していく予定です。ここに記載していますように広報かまぐらの該当の号、図書館ホームページにも分かりやすく掲載し、図書館カレンダー、館内掲示も工夫していく予定です。報告は以上です。

委員長：ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ご意見等ございますか。

A 委員：連続休館が 3 日減って、蔵書点検と研修や工事と、そんなに行えますか。

図書館：図書館のシステムが変わったので、蔵書点検作業が効率化できたということもあります。また、閉館中まとめてする作業は大切なのですが、定期的に館内をメンテナンスしたいという要望も以前からあり、休館日をばらしたほうがかえって整備に使いやすいのではないかという意向もあって、今回こういう措置をとりました。

委員長：そのほかに何かありますか。よろしいでしょうか。それではご意見ご質問ないようですので、報告事項イ「平成 29 年度図書館休館日程」につきましては了承することにいたします。ありがとうございます。

続きまして報告事項ウ「横浜市との図書館相互利用協定の締結について」事務局から説明をお願いします。

図書館：中央図書館、佐藤です。引き続き説明させていただきます。資料は A4 裏表の「横浜市との図書館相互利用協定の締結について」をご覧ください。

このたび、横浜市との相互利用協定を 2 月 20 日に締結して、3 月 1 日から相互利用を開始します。これにより、鎌倉市民が横浜市の図書館で直接本を借りることができるようになります。また、同じように横浜市民も鎌倉市の図書館で直接本を借りることができるようになります。なお、鎌倉市はすでに藤沢市、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町と相互利用を行っており、横浜市との相互利用により、隣接する全ての自治体との広域相互利用が実現します。

その下に横浜市立図書館で本を借りるための項目が列記されています。利用できる人は鎌倉市にお住まいの方全て、お子さんから大人の方まで、本や雑誌を借りることができます。初めて借りるときは現住所を確認できるものをお持ちいただいて、横浜の図書館で18館共通で使えるカードを発行し、使っていただくことになります。貸出は、横浜市立図書館全館合わせて6冊までです。横浜は、市民に対しても6冊です。横浜で借りたものは、横浜で返していただきます。注意していただきたいのは、予約はできません。これは市内からの取り寄せも含めてですが、横浜市・鎌倉市ともにできません。

利用できる横浜市立図書館は、裏面にすべての図書館と最寄駅が掲載されています。鎌倉市の最寄りには栄図書館、戸塚図書館、金沢図書館ですが、中央図書館は蔵書数が圧倒的に多いので、利用される方も多いと考えています。利用開始日は3月1日の水曜日からです。

横浜市図書館は全館で400万冊の蔵書があります。鎌倉市民にとってより多様で専門的な本に触れる機会が増え、市民の文化・学習効果があると考えております。

このことについて、教育委員会の2月定例会が2月1日にすでに開催されて報告済みですが、このあと2月20日に予定されている教育こどもみらい常任委員会でも報告を行う予定です。記者発表ですが、2月21日に横浜市と同時に行う予定です、それまでは外部への公表はご遠慮いただきたいということをお願いします。以上で報告を終わります。

委員長：ありがとうございます。ただ今のご報告につきまして、ご意見ご質問ありますでしょうか。

D委員：記者発表後はどのような周知をされるのでしょうか。

図書館：広報かまぐら3月1日号にも掲載し、ホームページでは分かりやすく大々的に、また、館内でのお知らせの掲示等を行ってまいりたいと考えています。

委員長：この件についてこの他に何かございますか。よろしいですか。

では私から一つ質問ですが、貸出期間についても市民の方と同じでしょうか。

図書館：はい、同じです。これは横浜も鎌倉も同じ期間で、2週間借りられます。

A委員：他の市もだいたい同じでしょうか。市によって違うと混乱するのではと思いますが。

図書館：実は、藤沢市とは横浜と同じように直接、藤沢市と相互利用協定を締結しているのですが、横須賀・逗子・三浦・葉山については三浦ブロックの館長会議で、一括して申し合わせをしているので、それぞれの館の事情に合わせて利用できることになっています。そのため、まったく同じ利用条件ではないです。予約についてですが、藤沢と逗子などの三浦ブロックについては予約ができます。鎌倉市民が藤沢や逗子を利用するときは、予約もできるということです。

D委員：学校の図書室に、図書館の本を間違えて返すこともあるのですがそういう場合はその図書館へお返しすればいいのでしょうか。混ざったらどうするのでしょうか。

図書館：図書館のバーコードが本に貼ってあるので、そのバーコードの図書館にまず連絡をお願いいたします。連絡していただければ、バーコードの番号で、それによって直接貸したのか、相互貸借といたしまして、鎌倉を通して貸していることもあるのですが、それがどちらなのか分かります。その後の対処はその館が申し上げます。

A委員：個人的興味で質問しますが、横浜市はこれより前に相互利用は始まっていたのでし

ようか。

図書館：実はこれまでは横浜市は相互利用をしない方針でした。けれども、今回は横浜市が相互協力を行うことを市のアクションプランで定めて、積極的に相互協力を行う方針に転換しまして、これを機に鎌倉を含め何市かが一斉に相互協力を行うこととなります。

委員長：それ以外よろしいですか。ご意見等出尽くしたようですので、報告事項ウ「横浜市との図書館相互利用協定の締結について」は了承ということによろしいでしょうか。それでは了承といたします。

それでは続きまして、報告事項エ「嘱託員業務及び開館時間検討作業部会の進捗状況について」事務局からお願いします。

館長：それでは報告事項エ「嘱託員業務及び開館時間検討作業部会の進捗状況について」報告します。お手元の資料をご覧ください。

作業部会のメンバーとしましては、館長以下5名の職員で構成されています。会議の開催は平成28年10月21日から平成29年1月30日まで計9回行ってきました。検討内容としましては、鎌倉市図書館専門業務嘱託員を平成29年4月1日から採用し、勤務日数は月16日、勤務時間は9時から17時15分と、11時から19時15分、報酬は日額11,310円、採用は2名で、玉縄図書館に配属します。

嘱託員を中心とした運営の試行も検討しまして、試行期間における玉縄図書館の運営体制は正規職員1名、専門業務嘱託員2名、図書館業務嘱託員6名で試行を行ってまいりたいと考えています。

開館時間については、大船図書館で夜間の延長に対して試行を行います。これまで夜間開館は7時まででしたが、これを延長して8時までの時間延長の試行を行います。

嘱託員の研修について、先ほど説明しましたように月1回の定期休館日に加えまして年間3日の特別整理休館日を設け、研修に充てる予定です。また、専門業務嘱託員については、実務研修に加え、神奈川県図書館協会主催の研修等、外部研修も受講機会を設けていこうと考えています。

試行の開始日、試行の期間については、現在決裁中ですのでご報告ができませんが、決裁が下り次第、ご報告します。以上でご報告を終わります。

委員長：ただいまのご報告につきまして、委員からご質問は。

B委員：資料でいただいた嘱託員の要綱を拝見しました。それで質問ですが、専門業務嘱託員と図書館業務嘱託員の要綱で、専門業務嘱託員には図書館司書から応募とありますが、図書館業務嘱託員には司書の資格について明記されていなかったのですが。また第5条に業務について書かれていますが、図書館業務嘱託員にはレファレンスの業務があり、専門には書かれていないのですが、専門の方はレファレンスをされないということでしょうか。

館長：専門業務嘱託員要綱の第5条に、専門嘱託員は、鎌倉市図書館業務嘱託員第5条に定める業務のほか次の各号に掲げる業務に従事する、とあります。つまり、図書館業務嘱託員の業務をやった上で行う、一般業務以外のことを第5条に列記しているのです。専門業務嘱託員にもレファレンスももちろんやっただきます。

A委員：私もこの要綱見ていて、レファレンスはと思いました。専門の方もなさるということですが、逆に、図書館業務嘱託員がレファレンスもなさるということでしょうか。

館長：レファレンスの段階というか、専門的部分はもちろん職員が答えていくのですが、簡単なレファレンスは今でも一般の嘱託もやっています。それ以上のことは専門業務嘱託員にということです。また今でも、地域館でレファレンスに困ったときは中央の2階に問い合わせが来ていますが、そういう体制で行っていくということです。

A委員：仕事についてすぐにレファレンスを行うということですか。そういう、できる範囲内で行うということでしょうか。インターネットで調べられる程度のことをお答えいただくということなのでしょうか。

館長：専門が行うレファレンスはどういうことをするかということですか。

図書館：専門業務嘱託員については、経験を積んだ方の採用を予定していて、職員と同レベルのことを期待しています。レファレンスも、図書館資料を知って、提供できることを目指しています。

A委員：経験の深い方がなれると判断してよいのでしょうか。

図書館：そうです。

委員長：その他に。

C委員：嘱託員は公募とありますが、専門業務嘱託員はこれから公募されるのでしょうか。

館長：専門業務嘱託員は2月のはじめに公募しました。今現在、まずは書類審査、作文を書いていただいたのを選考して、次に面接と実技試験が来週にあり、そこで2名の採用を決める形です。

C委員：公募を始められて面接の予定もということですが、図書館業務嘱託員としてすでに働いている方が主な対象になると考えてよいのでしょうか。

館長：今実際に働いている方に応募いただいても結構ですし、そうでない方に応募いただいても結構という形です。ただし、公共図書館で3年勤務のある方という条件付けをしておりますので、そういう方を試験していきたいと考えています。

B委員：嘱託員要綱の第3条に、公募するものとするが、公募期間が確保できないときはその限りでないといっていますが、これは具体的にどういうことなのでしょうか。

館長：通常、嘱託もそうですし、我々職員も公募が原則です。公募期間が確保できないということは今まであまりなかったのですが、公募的に、広報とかホームページ上には載せずに、もちろん試験はやるのですが、こういう試験をやりますよということを周りに伝えて、応募してもらうような形になると思いますが、まれな例です。

B委員：図書館長がお知り合いに言うとか。

館長：私の知り合いではなくて、学校などに募集していますとか。単なる知り合いというレベルじゃなく、公募に近い形です。公のもので、正式な市役所のホームページに載せることなどが時間的にできないとき、たとえば大学にお話して、良い方がいませんかと紹介していただくとか。

B委員：専門嘱託員の方は月に16日ということですが、月の半分になります。恐らくずらしていく形になると思うので、実質的には毎日いらっしゃるのだらうと思うのですが、月の半分は司書資格のいる方がいらっしゃらないということでサービスは大丈夫なのでしょうか。

館長：専門業務嘱託員は16日ですが、ずらして勤務してもらいます。また、専門の他に正規

の職員が1名おりますのでその辺はカバーできるような形にしていきます。

A委員：専門業務嘱託員で、司書でない方ということはありませんか。

館長：応募資格に司書資格ありと明記していますので、それはありません。

A委員：専門業務嘱託員要綱の第5条、図書館サービスに関する企画および運営に関する業務とありますが、具体的にどういうことをなさるのでしょうか。

図書館：今、図書館サービスの中では行事、催し物、展示などさまざまな利用者に対するサービスを行っていますが、これらの個別の行事についての企画運営についても主導になってやっていただけるような方を想定しています。

A委員：今現在、専任司書と、市役所から移ってこられて配属されている事務職の方とがいらして、これから専門的嘱託員もという形になりますが、専任司書と異動の可能性のある司書と、事務職の方と、専門的嘱託員がそれぞれできる、可能な仕事の範囲はどこまででしょうか。まったく同じなのでしょうか。

図書館：個別の業務については職員と同レベルを期待しています。ただ、将来的に図書館のサービスをどうするか、地域館はどうあるべきとか、どういうところと連携するか、そういった長期的な図書館サービスを考えていくこと、それは職員でしかできないと認識しているところなのでそこは大きく違う点です。

D委員：来年度試行されるということですが、これで大丈夫かとチェックされると思うのですが、どういう項目を確認していくことを想定されていますか。そういうことが分かっていたら教えてください。

館長：まだその確認方法は確立していません。今後、作業部会で確認していきたいと考えています。具体的にはこれからですが、今やっているサービスと比較して、きちんとそのサービスが図られているとか、内部の検証だけでなく利用者の方にアンケート調査も行っていきたいと考えています。それ以外、どういう部分の項目を行っていくかはこれから作業部会で考えていきます。

B委員：嘱託職員の方の要綱第11条に、「勤務成績がよくないとき」は解職とありますが、この査定はどなたがどういう基準でされているものなのでしょうか。

館長：毎年、勤務の状況は、各地域館長がおりますので、勤務評定をつけています。それを私が見まして、どうなのかなと考えていく形です。ですが、ただちにそれで退職していただくという形にはならないです。本人が望む、希望するなら5年間更新できるようになっています。契約は1年毎ですが、よっぽど、ひどい方でないとやめていただくことはない形になっております。

A委員：来年度の試行期間はどの程度なのでしょうか。

館長：それについては今、決裁中ですので、期間については決裁が下り次第、お話したいと思います。

A委員：言えないということですね。

委員長：そのほかに、ご意見ご質問等はございますか。

B委員：要綱第11条の「嘱託員を置く必要がなくなったとき」というのはどういう状況ですか。

館長：これはそんなにはないかと思いますが、例えば、図書館がなくなってしまうとか、そう

いうことです。

B委員：存在自体がなくなることがなければ、ないものと考えていいのでしょうか。

館長：はい、そうです。

D委員：試行が嘱託員を中心とした運営と、開館時間延長の二つに分かれていますが、最終的にはどちらも行われるのでしょうか。

館長：試行をしてどういう結果になるかを見ていきたいと考えています。その上で再来年度は実施していきたいと考えています。

A委員：試行した結果、再来年度はそうするというのでしょうか。

D委員：開館時間も延びるのでしょうか。

図書館：玉縄図書館は嘱託員中心にし、大船図書館については職員が3人残りますので、状況を見て、開館時間の延長をやるということです。

D委員：嘱託員の勤務時間を見ると、専門的嘱託員になり、開館延長もして、ということはないのでしょうか。

館長：将来的にはまだ分かりませんが、専門的業務嘱託員がどういう働きをするかを見て、その辺の採用枠も考えていくべきだとは思いますが。

B委員：嘱託職員の方が、いい仕事、正規職員と同等かそれ以上ということなのですが、さらに勤務時間も延びるということでしょうか。嘱託職員はお給料も上がらないし報償もないし、それで役職として責任ある、やりがいのようなものがどういうところにあるという形になっていくのでしょうか。本当に図書館の仕事が好きの方でしたら、正規の職員でなくてもやる気を持って務めていくのでしょうか、そういう方ばかりじゃないと思うので、その辺はどういうふうにお考えですか。

館長：やりがいというか、専門業務嘱託員のやりがいという点では、募集してきた方たちの書類を拝見するとやる気のある方ばかりで図書館のことを考えてくださるかたばかりなので心配していませんが、これから先は、モチベーションという意味でも専門業務嘱託員のさらに上を作るかどうかを考えていくこともあるかなと思っています。実際これから、専門業務嘱託員に業務を行っていただいてどういう結果になるか見ていきたいと考えています。

A委員：専門嘱託のさらに上の、「専門・専門業務嘱託員」を作るというお話ですか。それならむしろ専任司書を採用してはいかがでしょうか。長期的に専門的職員を養成することが大事ということは先日、高市総務大臣もおっしゃっていて、それはある意味、国家として行政機関が認めたことです。せっかく鎌倉はずっと専任司書がいらっしゃるのですから。これで専任司書がいなければ難しいかもしれませんが。失礼ですが司書の方たちもだんだんと年を取られて順々に辞められていくわけですが、その専任司書の補充を専任司書で行っていくほうが、「専門の専門の嘱託」をつくるより長い目でみてずっと良いのではないのでしょうか。

館長：専門職員をどうしていくかは図書館の課題と捉えています。そのためにはどのくらいの職員が必要なのか考えていけないといけない。ただ専門職が必要といっても採用してくれませんので。図書館でこれからこういうことをやる、こういう課題がある、そのためにこれだけの司書が必要ということを示していかないと。そういう部分でやっていかなければ

ばいけないと考えています。もしくは、専門の専門じゃなく、専門嘱託員で本当に頑張って働く方がいれば、そういう方を職員にするということが、もしかしたらあるかもしれませんし。

A委員：柔軟に考えていただけるということですね。せっかく図書館が100年を迎えたのですから、これからの100年に向けて、専任司書のいる図書館として次につなげていっていただきたいです。

C委員：専門性を高めてというお話ですが、非常に嘱託というのは厳しいです。いろいろな流れがあってこういう事態になっていくということは承知せざるを得ないのですが、何か形に残るキャリア形成が必要なのではないのでしょうか。今、認定司書という制度がありますが、10年は勤務経験が必要となっています。そういった、たとえば登録と審査料でも2万円以上のお金がかかり、業績や10年の勤務経験が必要なので、嘱託員の方では非常に厳しいです。学校の司書教諭もひっぱりだこですが、教員免許のほかに10単位の単位取得が必要で、これを大学で取るとなると入学科もかかり6、7万円の受講料も必要です。認定司書、司書教諭の積み上げや社会教育主事など、そういう強みを加えることもできるし、研修の義務化については内部の取り決めになるのかもしれませんが、登録料、研修費などを補助するような形をとって、目に見える形で形式的に整えていく必要があるのではないのでしょうか。研修が充実された案が出ると良いのかと思います。意見です。

D委員：初めての参加で恐縮ですが、私も意見を言わせてください。学校現場でも正規も嘱託もその他いろいろな身分で多くの方が働いています。そうすると、いろいろなところで困ることがあるのです。先ほども話題になっていた、モチベーションの問題もそうですし、キャリアとして積み上がっていかないので、人によっては、言い方が悪いですが、つなぎかなということもあったりします。また、サービスの状況ですね、職員と嘱託では年休も違うので休みづらい、休めない、正規の職員が一人になってしまうと休みにくくなる、もしくは嘱託だけになるので休めないとか。シフトも学校現場も大変です。

図書館も理由があってこういうことになったと思いますが、今、過剰な労働に関していろいろな目が向けられているところなので、働く人がどの人も気持ちよく働ける、意欲がわく、人間らしく働ける、そういうことを考えていった勤務体系が構築されていくと良いと思いましたので、ぜひ作業部会でもいろいろな検討をしていただけたらと思います。

委員長：それではご質問ご意見は出尽くしましたでしょうか。貴重なご意見をお伺いしましたので、ぜひ事務局には活かしていただきたいと思います。それでは、報告事項エ「嘱託員業務及び開館時間検討作業部会の進捗状況」については、了承したということにさせていただきます。

今日の議題と報告事項は以上でございます。実は今日が第3回目の会議で、年4回やるのが通例となっておりますので、今年度はあと1ヶ月半くらいでもう一回開催されるということになります。年度末でいろいろお忙しいと思うので、日程のことを事務局からお願いできますでしょうか。

図書館：先日、2月3月のご予定を伺わせていただいたところで、高村先生のご予定がまだ決まっていなかったのですが、皆さんの予定を合わせると3月23日の午後か3月24日の午前が多くの方に出席いただけそうなのですが、今確認できれば確認させていただきたい

のですがいかがでしょうか。

D委員：24日は終業式なので、いったん23日の午後ということにして、学校に戻ってご連絡でいいでしょうか。

図書館：では一応、3月23日（木）の午後で、高村先生のご返答しだいですすぐご連絡いたします。

A委員：すみません、一つ、最初に議会で予算のことが話し合われるということでしたのでお伺いしたいのですが、来年度の資料費、少しは増えるのでしょうか。人の問題はもちろんです、図書館は中にある本が輝かないと、利用者が集まらないし、図書館は発展しないと思うのです。以前いただいた資料に、鎌倉の図書館は資料費が低いとあったので、少しは増えるのかな、増えるといいなど。

図書館：来年度は、図書館の全体的な予算に3%シーリングがかかっている、減らさざるを得ない状況です。図書館業務の中では修繕費や委託料など、減らせるものがもうなくて、かろうじて減らせるのは消耗品費、資料費だけなのです。実は、今年度は少し資料費が上がったのですが、その分以上に削っている形になっています。まだ予算が決定していないので、これも分かり次第ご提示させていただきます。

A委員：少しでも増えるように努力していただきたい。

委員長：これもちまして、平成28年度第3回鎌倉市図書館協議会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。